

令和2年度第3次健康日本21狭山市計画・第2次狭山市食育推進計画支援策関係部局取組状況

5. 飲酒・喫煙

【基本目標5】 お酒やたばこ上手につきあっています。

(取り組み11) 飲酒による健康被害を知り、飲酒量を適正にしています。(「◎」は重点支援策です。)

ライフステージ	No.	私たち一人ひとりが行うこと (市民の行動目標)	健康づくりのための支援策 (市の支援策)	支援策(もしくは事業)の目的及び具体的実施内容	令和元年度評価		令和2年度評価		アンケート の実施 (令和2年度評価)	関係部局
					R年度の対象者、事業名、参加者数や事業実施回数等の実績数	達成度 5点満点	令和2年度の対象者、事業名、参加者数や事業実施回数等の実績数	達成度 5点満点		
全体	86	・飲酒が身体に与える影響を知ります。 ・適正な飲酒量※を知ります。 ・飲酒について地域の人や家族と話をします。 ※適正な飲酒量:一日に飲んでもよいとされる飲酒量。男性は日本酒で1合、女性は日本酒で1/2合。 日本酒1合(180ml)は、ビール→500ml(中ビン1本)、焼酎20度→135ml、 チュウハイ7度→350ml、ワイン→200ml、ウイスキー→60ml(シングル2杯)と換算される。	◎講座や教室などを通じて、飲酒が健康に及ぼす良い影響や悪い影響について知らせていくとともに、家族や地域の人たちと共有することを推進します。	健康づくり講座を通じて、適正な飲酒量について啓発する。	講座や健康長寿サポーター養成講座で適切な飲酒量について啓発 2回開催 参加者 50人	5	講座や健康長寿サポーター養成講座で適切な飲酒量について啓発 1回開催 参加者 45人	5	実施していない	健康づくり支援課
				ソーシャルクラブにおいて、飲酒及び喫煙の悪影響についての健康教育を実施する。 生活習慣病予防の教室や講座を通じて、飲酒の影響の影響や適量について伝える。	・特定保健指導の講座・相談で適正な飲酒量を周知。	4	・特定保健指導の講座・相談で適正な飲酒量を周知。	4	保健センター	
乳幼児期	87	・飲酒による子どもへの影響を知り、妊娠・授乳期は禁酒します。	・両親学級・マタニティスクールなどを通じて、飲酒が健康に及ぼす影響について知らせます。	妊娠届出時・両親学級・マタニティスクールにおいて飲酒による胎児への影響について知らせる。	妊娠届出時の面談984人、マタニティスクール7コース延べ129人、両親学級6回144人	4	妊娠届出時の面談907人、マタニティスクール5回延べ139人、両親学級13回延べ184人	4		保健センター
学童・思春期	88	・飲酒が身体に与える影響について学びます。 ・飲酒はしません。	・未成年者の飲酒防止について、各地区地域会議によるパトロールを行います。	夜間に市内8つの地域会議によるパトロールを実施する。	参加者数411名	2	参加者数218名	3	実施していない	社会教育課
	89		・保健体育の授業や特別活動において、未成年者の飲酒が健康に及ぼす影響等について指導します。	児童生徒を対象とした非行防止教室や保健指導、保護者を対象とした家庭教育学級等とおして、飲酒防止教育を進める。	全小中学校23校で推進、実施	5	全小中学校23校で推進	5	実施していない	教育指導課
青・壮年期、高齢期	90	・飲酒が身体に与える影響を知り、節度を守って飲酒します。 ・適正な飲酒量を守ります。	・健康づくり講座や両親学級・マタニティスクールなどを通じて、飲酒が健康に及ぼす良い影響や悪い影響について知らせていきます。	健康づくり講座を通じて、適正な飲酒量について啓発する。	講座や健康長寿サポーター養成講座で適切な飲酒量について啓発 2回開催 参加者 50人	5	講座や健康長寿サポーター養成講座で適切な飲酒量について啓発 1回開催 参加者 45人	5	実施していない	健康づくり支援課
				市民から依頼された健康づくり講座で、飲酒及び喫煙の悪影響についての健康教育を実施する。 両親学級・マタニティスクールにおいて、産後や夫等家族の飲酒について健康教育を実施する。	妊娠届出時の面談984人、マタニティスクール7コース延べ129人、両親学級6回144人	4	妊娠届出時の面談907人、マタニティスクール5回延べ139人、両親学級13回延べ184人	4	保健センター	